令和９年度　保育料階層表

上段が標準時間、下段が短時間

階層区分	定義（市民税所得割額）		一般世帯		ひとり親世帯等	
			３歳未満		３歳未満	
			1子	2子	1子	2子
1	生活保護世帯等		0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	均等割額を含め0円	0	0 0	0	0
3	市町村民税課税世帯	48,600円未満	標準 12,000 短時間 11,800	標準 0 短時間 0	標準 5,500 短時間 5,400	標準 0 短時間 0
4	市町村民税課税世帯	48,600円以上73,000円未満	16,000 15,700	0 0	8,000 7,850	0 0
5	市町村民税課税世帯	73,000円以上77,101円未満	20,000 19,600	0 0	9,000 8,800	0 0
	市町村民税課税世帯	77,101円以上97,000円未満	20,000 19,600	10,000 9,800	20,000 19,600	10,000 9,800
6	市町村民税課税世帯	97,000円以上133,000円未満	25,000 24,500	12,500 12,250	25,000 24,500	12,500 12,250
7	市町村民税課税世帯	133,000円以上169,000円未満	30,000 29,500	15,000 14,750	30,000 29,500	15,000 14,750
8	市町村民税課税世帯	169,000円以上235,000円未満	35,000 34,400	17,500 17,200	35,000 34,400	17,500 17,200
9	市町村民税課税世帯	235,000円以上301,000円未満	39,000 38,300	19,500 19,150	39,000 38,300	19,500 19,150
１０	市町村民税課税世帯	301,000円以上349,000円未満	46,000 45,200	23,000 22,600	46,000 45,200	23,000 22,600
１１	市町村民税課税世帯	349,000円以上	53,000 52,100	26,500 26,050	53,000 52,100	26,500 26,050

【保育料の決め方】

① 令和９年４月１日現在の年齢で算定します。

② 所得割課税額等の算定は、保護者の課税額の合計で算定しますが、同一世帯の祖父母等が家計の主宰者であると判断される場合は、その方の市民税所得割額により算定します。

③ **次の控除（税額控除）は適用しません。**これらの控除がある場合は、控除がなかったものとして税額を計算します。
◎寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除

④ 申告等により市民税の課税額が修正された場合、当該年度中に限り再算定します。

⑤ 同一の世帯で次の施設に入所しているか、サービスを受けているお子様がいる場合、**第２子は半額、第３子以降は保育料が全額免除**になります。
◎保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援等

⑥ 市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、就学後のお子様も含めて第１子、第２子、第３子以降と数えます。

⑦ 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。
ア）母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの。
イ）在宅障害者（児）のいる世帯。